

元組合長から添削指導を受けた2名

1. 事実関係

- 両名は、屋台公募に関して、組合長からの指導を受けたことを認めている。
- 元組合長は、両名に営業計画書の添削や助言を行ったと証言している。
- 元組合長が営業計画書の一部について作成した「記載例」と両名が作成した営業計画書の該当部分は、内容や表現が同一又は類似の箇所が非常に多い。
→ 資料①参照

2. 事実認定(案)

- 両名は、本件屋台公募について、選定委員であった元組合長と不正に接触したと認められる。

3. 対応

- 2名の取扱いについて審議
※「失格」とすべきかどうか

第4回屋台選定委員会における主な意見

- 今回応募した方を対象にして、天神地区についてはもう一度公募を行う。
- 6人分の再公募を行う。
- 再計算を行う。
- 現行のままの結果とする。

副組合長から添削指導を受けた6名

1. 事実関係

(1) 6名の証言

- 5名*は、本件応募に関して、副組合長からの指導を受けたことを認めているが、その指導が元組合長からの依頼に基づくものだと知らなかったと証言している。

*1名は事情聴取を拒否しており、確認できていない。

(2) 副組合長の指導

- 副組合長は、元組合長から渡された「記載例」を基に、自ら「記載例」を作成したが、その内容はほぼ同一である。
→ 資料②参照
- 副組合長が指導に使用した「記載例」と、6名が作成した営業計画書の該当部分は、個人差はあるが、内容や表現が同一又は類似の箇所が多数見受けられる。→ 資料③参照
- 元組合長が、「記載例」を作成した時期に、選定委員会委員として「職務上知ることができた秘密」は、応募書類の受付期間が平成28年10月31日までであったことから考えると、第1回屋台選定委員会(平成28年8月24日開催)で配布された資料のうち非公表のもの及び第1回屋台選定委員会における議論内容のみである。→ 資料④参照

(3) 選考結果

- 副組合長から指導を受けた6名はすべて最終合格している。
- 1次審査(書類審査)の6名の結果は、2位、4位、7位、8位、9位、11位である。→ 資料⑤参照
- 1次審査(書類審査)の項目のうち、副組合長が作成した「記載例」(30点分)のみの点数で見ると、1位、2位、4位、7位、8位、9位である。→ 資料⑥参照
- 6名の平均点は、26.2点であるが、同等の知識・経験を有する他の屋台営業者の応募者の平均点は、23.8点であり、その差は2.4点(30点のうち8.0%相当)である。→ 資料⑥参照

2. 事実認定(案)

- 5名は副組合長からの指導を受けているが、元組合長の関与は知らなかった。(1名は事情聴取を拒否しており確認はできていない)
- 元組合長が当時、「職務上知りえることができた秘密」は限定的であった。また、元組合長は実際の採点には加わっておらず、選定委員会における元組合長の発言によって採点等を修正したことはなかった。
- 副組合長の「記載例」と類似部分が少ない者も、副組合長の添削後の内容をさらに見直しているなど、6名の得点の結果に、副組合長の「記載例」の効果がなかったとは断言できない。
- 6名が副組合長から指導を受けた30点部分の点数は非常に高く、1点未満の差で順位が入れ替わる今回の審査においては、合格や順位に大きく寄与しており、副組合長の指導により、審査結果に影響がなかったとは言い切れない。

3. 対応

- 6名の取扱いについて審議
「合格」のままとする / 「合格」を取り消す / 「失格」とする / その他
(事情聴取を受けていない1名への対応も検討する)